

事業一覧

	①最終的なゴールの状態は？	②予想される予算規模	③自治振興基金の該当	④まちづくり委員会での取組可否	⑤市の類似事業	⑥懸念事項	⑦その他
①小高区草刈り隊	<ul style="list-style-type: none"> ・景観維持、住みやすい環境の維持 ・できれば、自ら空き地のガーデニング化し、依頼により植栽の管理を受け持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営経費を含めると数百万円規模。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興基金条例第6条第5項に該当 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・河川除草事業、帰還再生加速除草事業、県道除草事業、市道愛護会活動（土木課） 河川、地域の道路、地域の河川の愛護運動の啓発を図るため、愛護団体や依頼。完了後、委託金、謝礼金を支払う。 ・南相馬市小高区除草促進事業（小高区市民総合サービス課） ふるさと小高区地域農業復興組合、小高区ふるさと農地復興組合を対象に、報奨金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈業者との競合。民業圧迫の恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費や設備の維持管理費が問題となる。 ・市の除草事業は私有地は対象外。
②小高区みんなで運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民全員が、こども達の成長を実感し、見守ることの大切さを再認識できること。 ・行政区や方部の枠を取り払い、地域の現状を認識できること。 ・事業を通して、地域の交流が深まり、今後の暮らしに楽しみができること。 ・毎年実施することにより、さらに地域のつながりが深まり、みんなが元気になること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数十万円程度（景品代等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興基金条例第6条第3項に該当 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市地域学校協働活動事業（生涯学習課） 「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。 例、農業体験、体験学習等 ・まちづくり出前講座（生涯学習課） 元気モリモリ盛り上げ隊の体操や、はらまちクラブの健康・保健・運動講座等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業として取り組む場合は、成果が求められるため、集客が課題となる。子供や孫がいる世帯はいいが、高齢世帯等の参加率は上がらない可能性がある。 	
③小高の食文化を伝える交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・料理の継承を通して、多世代の交流の場が形成される。 ・小高区（南相馬市や浜通り）に伝わる料理を、若い世代に継承される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数万円程度（食材費、謝礼費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興基金条例第6条第3項に該当 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座（生涯学習課） 各生涯学習センターで実施されている料理教室をベースに多世代交流の場を形成。 ・郷土料理教室（小高区地域振興課） 小高交流センターの、交流イベントの一環として講師を派遣し、料理教室も兼ねた交流会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小高の食文化を継承できる人が少ない。 	

	①最終的なゴールの状態は？	②予想される予算規模	③自治振興基金の該当	④まちづくり委員会での取組可否	⑤市の類似事業	⑥懸念事項	⑦その他
④小高区の文化・芸能の継承	<ul style="list-style-type: none"> 文化・芸能の継承を通して、多世代交流の機会が生まれる、それが継続的に行われる体制ができる。 小高区の伝統・文化が小高区民に認知される。 	<ul style="list-style-type: none"> 数十万円程度(備品購入、維持管理) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治振興基金条例第6条第3項に該当 	△	<ul style="list-style-type: none"> 民俗芸能保存伝承事業補助金事業(文化財課) 鹿島区及び小高区の相馬流れ山踊り保存伝承事業に対して必要な経費に対する補助を実施している。小高区としては、小高郷相馬流山踊り保存会に対して補助金を交付。 ふるさと民俗芸能伝承事業(文化財課) 市内の児童生徒を対象に実施する伝統芸能伝承事業について実施団体または指導者に助成を行い後継者の育成を行う。 現在、原町三小の伝承事業に対して講師派遣の依頼があり、事業を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足等で、指導者が少ない。 文化や芸能には口伝えや実演で継承されるものが多く、記録や保存が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品の購入や維持に費用がかかる。
⑤小高まちづくり会社の設立	<ul style="list-style-type: none"> 当初のスローガン達成見込みが立ったとき。 <ul style="list-style-type: none"> 2,500人～3,000人でも賑わい創出が出来て商店経営が成り立つ町 相馬野馬追祭で、継続的に小高郷騎馬隊が50騎以上出陣できる町 10年間継続し、組織継続か解散かを見極める。但し、出資金を使い果たした場合は、10年以内でも組織は解散する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資金として数百万円～数千万円 	<ul style="list-style-type: none"> 自治振興基金条例第6条第1項に該当 	×	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度にまちづくり組織設立へ向けた市民との意見交換を行った。(令和2年、3年と部門別座談会、小高区有識者と意見交換) 小高交流センターの指定管理者立上げのために、まちづくり組織設立検討が始まった。ただ移住定住事業がスタートし、現状や情勢等を踏まえ、市直営にて柔軟に対応していく必要があるとの結論となり、令和4年度以降も組織設立の話はなしとなった。 令和6年度もまちづくり組織設立のため、有識者と意見交換を行った。まちづくり組織の必要性はあるとの意見は出たが、小高のビジョンや課題が明確でない中でまちづくり組織の議論は難しいとの話になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定している収益事業で、社員の人件費が賄えるか。 空き地空き家に関する事業は現在ミライエが担っている。 旧小高商業高校跡地の利活用は、4～5年先になる見込である。 	